

施設名：佐倉市一般廃棄物最終処分場

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

### 最終処分場施設点検結果

年度	項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年	擁壁等	点検日	毎週火曜日											
		点検結果	異常あり	異常あり	異常あり	異常あり	異常あり	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	遮水工	点検日	毎週火曜日											
		点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	調整池	点検日	毎週火曜日											
		点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	浸出水処理設備	点検日	毎週火曜日											
		点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
	導水管等	点検日	毎週火曜日											
		点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
備考														

### 残余容量・埋立廃棄物の種類

残余容量	0m <sup>3</sup>
埋立廃棄物の種類	可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・焼却灰など

※昭和62年3月31日に埋立終了

市町村・一部事務組合名	佐賀市	施設名	佐賀市一般廃棄物最終処分場
-------------	-----	-----	---------------

廃棄物最終処分場観測井水質分析結果

No.	観測井名称	一般廃上流側地下水												基準値
		R2_4.10	R2_5.8	R2_6.12	R_7.10	R2_8.7	R2_9.11	R2_10.9	R2_11.13	R2_12.11	R3_1.8	R3_2.5	R3_3.5	
1	溶気伝導率	50	47	49	37	48	47	48	57	63	58	56	-	
2	塩化物イオン濃度	13	21	26	20	36	50	51	52	58	49	44	-	
3	総水銀	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0005 mg/以下	
4	カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 mg/以下	
5	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 mg/以下	
6	六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 mg/以下	
7	砒素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.002	0.001	0.01 mg/以下	
8	亜シアン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	検出されないこと	
9	ポリ塩化ビフェニル	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	
10	トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 mg/以下	
11	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 mg/以下	
12	ジクロロメタン						<0.002						0.02 mg/以下	
13	四塩化炭素						<0.0002						0.002 mg/以下	
14	1,2-ジクロロエタン						<0.0004						0.004 mg/以下	
15	1,1-ジクロロエチレン						<0.002						0.1 mg/以下	
16	1,2-ジクロロエチレン						<0.004						0.04 mg/以下	
17	1,1,1-トリクロロエタン						<0.0005						1 mg/以下	
18	1,1,2-トリクロロエタン						<0.0006						0.006 mg/以下	
19	1,3-ジクロロプロパン						<0.0002						0.002 mg/以下	
20	チウラム						<0.006						0.006 mg/以下	
21	シマジン						<0.003						0.003 mg/以下	
22	ネオペンカルブ						<0.02						0.02 mg/以下	
23	ペンセン						<0.001						0.01 mg/以下	
24	ホレン						<0.001						0.01 mg/以下	
25	1,4-ジオキサン						<0.005						0.05 mg/以下	
26	クロロエチレン						<0.0002						0.002 mg/以下	
27	ダイオキシン類		0.086										1 pg-TEQ/以下	

※「検出されないこと」とは、『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

市町村・一部事務組合名	佐倉市	施設名	佐倉市一般廃棄物最終処分場
-------------	-----	-----	---------------

廃棄物最終処分場観測井水質分析結果

No.	観測井名称	一般廃下流側地下水												基準値
		R2.4.10	R2.5.8	R2.6.12	R2.7.10	R2.8.7	R2.9.11	R2.10.9	R2.11.13	R2.12.11	R3.1.8	R3.2.5	R3.3.5	
1	電気伝導率	50	50	29	48	47	48	40	50	54	54	54	-	
2	塩化物イオン濃度	77	70	69	64	64	73	67	77	63	80	78	-	
3	総水銀	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0005 mg/l以下	
4	カドミウム	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 mg/l以下	
5	鉛	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 mg/l以下	
6	六価クロム	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 mg/l以下	
7	砒素	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 mg/l以下	
8	ベンゼン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	検出されないこと	
9	ポリ塩化ビフェニル	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと	
10	トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01 mg/l以下	
11	テトラクロロエチレン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01 mg/l以下	
12	ジクロロメタン						<0.002						0.02 mg/l以下	
13	四塩化炭素						<0.0002						0.002 mg/l以下	
14	1,2-ジクロロエタン						<0.0004						0.004 mg/l以下	
15	1,1-ジクロロエチレン						<0.002						0.1 mg/l以下	
16	1,2-ジクロロエチレン						<0.004						0.04 mg/l以下	
17	1,1,1-トリクロロエタン						<0.0005						1 mg/l以下	
18	1,1,2-トリクロロエタン						<0.0006						0.006 mg/l以下	
19	1,3-ジクロロプロパン						<0.0002						0.002 mg/l以下	
20	チウラム						<0.006						0.006 mg/l以下	
21	シマジン						<0.003						0.003 mg/l以下	
22	チオベンカルブ						<0.02						0.02 mg/l以下	
23	ベンゼン						<0.001						0.01 mg/l以下	
24	セレン						<0.001						0.01 mg/l以下	
25	1,4-ジオキサン						<0.005						0.05 mg/l以下	
26	クロロエチレン						<0.0002						0.002 mg/l以下	
27	ダイオキシン類		0.069										1 pg-TEQ/l以下	

※「検出されないこと」とは、『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令』第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

